

2026年1月1日、「下請代金支払遅延等防止法」(下請法)が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(以下、「取適法」といふ)として改正・施行された。取適法では、従業員数基準の追加、取引類型の追加、価格協議の対応強化、手形払の禁止等の実務上重要な改正が行われ、中小企業を保護する法的環境が整備されている。この

ような環境のなかで、公正取引委員会が、無償保管などの金型等の取扱いに関して、積極的な執行を行っていることが予想される。そこで、本特集では、無償保管をはじめとする金型等をめぐる法的問題点を体系的に整理するとともに、トラブル予防のための実践的方策について解説する。

管を理由とする勧告を出している¹⁾。

これは類例のないペースでの勧告であり、このような商慣習に対して公正取引委員会が執行・摘発を強化している姿勢が表れている。

公正取引委員会のHPに掲載されている「よくある質問コーナー」(取適法)²⁾(以下、「取適法QA」といふ)のQ119では、「当社は、部品の製造を委託している中小受託事業者に、その製造に用いる金型を保管してもらっているが、不当な経済上の利益の提供要請に該当するか」との質問に対して、図表1の考え方が示されている。

すなわち、中小受託事業者が部品等の発注を長期間行わないなどの事情がある場合において、中小受託事業者が金型等を保管させるときには、委託事業者は、中小受託事業者と協議のうえ、保管期間中に発生した保管費用を支払わなければならない、仮に保管費用を支払うことなく、長期間使用していない金型等を中小受託事業者が無償で保管させている場合には、「不当な経済上の利益の提供要請」(取適法5②二)に該当し、取適法に違反するおそれがあるとされている。

取適法QAでは、委託事業者のな

第1章 保管費用や棚卸費用を誰が負担するか 金型等の無償保管を めぐる取適法上の留意点

【この章のエッセンス】

● 部品等の発注を長期間行わないなどの事情があるにもかかわらず、部品等の製造に用いる金型等を中小受託事業者が無償で保管させることは、取適法に違反するおそれがあるため、金型等の保管費用を支払う必要がある。

● 中小受託事業者に対して、金型等の棚卸作業を求める場合には、当該棚卸作業に要した費用を支払う

必要がある。

総論

金型等を取引先に無償で保管させる

ことが「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、下請法に違反することは、「下請取引適正化推進講習会テキスト」や「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」において明示され、周知されてきた。それに

もかわかわらず、金型等を取引先に無償で保管させる商慣習が長年存在しており、一部の立場の弱い受注者は、発注者に対して、倉庫スペースを無償で提供し、金型等の保管を強いられるというのが実態であった。

このような商慣習に対して、公正取引委員会は、2023年3月に金型等の無償保管を理由とした初めての勧告を出して以降、2023年度には3件、2024年度には9件、2025年度には24件の金型等の無償保